

臨床検査技師による タスク・シフト/シェア

医師の働き方改革を進めるための一方策としてタスク・シフト/シェアを推進するため、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、そして救急救命士について法改正が行われ、業務範囲の拡大がなされました。法改正によって臨床検査技師には10行為が新たな業として追加されました。これは、1970(昭和45)年の臨床検査技師の誕生に匹敵する大きな制度改正といっても過言ではありません。静脈路の確保をはじめ、追加された行為は患者への侵襲を伴うものであり、臨床検査技師が新たに実施するに当たっては、十分な安全性を確保する必要があります。

本特集では、法改正の経過、追加される行為を実施する際に必要な研修の内容とともに、行為を実施するに当たっての注意点や患者安全管理等における留意点について、それぞれ指導的な立場にある先生方に解説をしていただきました。本特集が臨床検査技師によるタスク・シフト/シェア実践の一助となることを願っています。

丸田秀夫

(一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 代表理事副会長)